

栗原市漏水等による下水道等排出汚水量認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗原市下水道条例及び同条例施行規則等に定めるもののほか、漏水等による下水道等排出汚水量の認定及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 漏水等による排出汚水量の認定を行うことができる場合は、当該公共下水道等の使用者が善良な管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 栗原市水道使用水量の認定取扱要領第2条中ア～エの事由に起因するときで、公共下水道等への排除が認められないとき。
- (2) 特殊な原因による漏水等で、公共下水道等への排除がなく、市長が特に必要があると認めたとき。

(排出汚水量の認定)

第3条 漏水等による排出汚水量の認定は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 認定しようとする日の属する月前4箇月間の平均使用水量と前年同期の平均使用水量のいずれか少ない方をもって認定排出汚水量とする。
- (2) 前項使用実績のない場合等については、事実を考慮の上認定する。

(認定申請にかかる必要書類)

第4条 前項の規定による使用料の減額又は免除の申請は、下水道等使用料減免申請書に、修繕工事完了報告書等を添えて提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるときは、これを認定することができる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、施行日前のものには適用しない。